2026年3月期
保険会社に係る保険金等の支払能力の充実を示す比率
（単体ソルベンシー・マージン比率）

セコム損害保険株式会社
2026年10月29日

（保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況(単体ソルベンシー・マージン比率)）

（単位：百万円、％）

区分（単体ベース）		2024年度	2025年度	増減
Tier1適格資本の額(B)－(C)	(A)	－	204,884	－
Tier1適格資本に係る基礎項目の額	(B)	－	212,600	－
算入制限のないTier1資本調達手段の額		－	16,808	－
算入制限のあるTier1資本調達手段の額		－	－	－
資本調達手段以外のTier1適格資本の額		－	195,791	－
Tier1適格資本に係る調整項目の額	(C)	－	7,716	－
Tier2適格資本の額(E)－(F)－(G)	(D)	－	739	－
Tier2適格資本に係る基礎項目の額	(E)	－	739	－
Tier2資本調達手段の額		－	－	－
資本調達手段以外のTier2適格資本の額		－	739	－
Tier2適格資本に係る調整項目の額	(F)	－	－	－
Tier2適格資本への上限適用による控除の額	(G)	－	－	－
適格資本の額(A)+(D)	①	－	205,623	－
生命保険リスクの額	(a)	－	33,027	－
損害保険リスクの額	(b)	－	7,180	－
巨大災害リスクの額	(c)	－	38,675	－
市場リスクの額	(d)	－	39,479	－
信用リスクの額	(e)	－	1,783	－
オペレーショナル・リスクの額	(f)	－	3,005	－
マネジメント・アクションの効果の上限超過額	(g)	－	－	－
分散効果の額	(h)	－	38,658	－
非保険事業に係る所要資本の額	(i)	－	－	－
所要資本の額（税効果考慮前）(a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)－(h)＋(i)	(j)	－	84,493	－
所要資本の税効果の額	(k)	－	18,899	－
所要資本の額（税効果考慮後）(j)－(k)	②	－	65,593	－
ソルベンシー・マージン比率　①／②		－	313.4%	－

（注）　1．「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）及び第87条（通常の予測を超える危険に対応する額）並びにソルベンシー・マージン比率告示の規定に基づいて算出された比率です。
2．2024年度末及び増減については、当事業年度が初年度のため、該当事項はありません。

（ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額）

（単位：百万円、％）

要約（単体ベース）			
項　　目	イ	ロ	ハ
	2024年度	2025年度	増減
適格資本の額(A)	－	205,623	－
所要資本の額(B)	－	65,593	－
ソルベンシー・マージン比率((A)／(B))	－	313.4%	－

（注）　2024年度末及び増減については、当事業年度が初年度のため、該当事項はありません。

（適格資本の額の構成に関する事項）

（単位：百万円）

適格資本の額の構成		
項　　目	イ	ロ
	2024年度	2025年度
Tier1適格資本の額（(B)－(C)）(A)	－	204,884
Tier1適格資本に係る基礎項目の額 (B)	－	212,600
算入制限のないTier1資本調達手段の額	－	16,808
算入制限のあるTier1資本調達手段の額	－	－
資本調達手段以外のTier1適格資本の額	－	195,791
剰余金等の額又は利益剰余金等の額	－	76,985
資本剰余金（Tier2適格資本に算入されるものを除く）の額	－	2,814
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額	－	39,663
その他の拠出金等の額	－	－
非支配株主持分（上限適用後）の額	－	－
経済価値ベースの調整額	－	76,327
Tier1適格資本に係る調整項目の額 (C)	－	7,716
無形固定資産（繰延税金負債相殺後）の額	－	7,520
繰延税金資産の額	－	－
前払年金費用又は退職給付に係る資産（繰延税金負債相殺後）の額	－	－
他の金融機関等が意図的に保有しているTier1資本調達手段の額	－	－
自己のTier1資本調達手段への投資の額	－	196
不適格再保険資産の額	－	－
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額	－	－
Tier2適格資本の額（(E)－(F)－(G)）(D)	－	739
Tier2適格資本に係る基礎項目の額 (E)	－	739
Tier2資本調達手段の額	－	－
算入制限のあるTier1資本調達手段の制限を超過した額	－	－
払込済みTier2資本調達手段の額	－	－
払込未済のTier2資本調達手段の額	－	－
資本調達手段以外のTier2適格資本の額	－	739
Tier2資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額	－	－
処分制約のある資産のうちTier1適格資本から控除される額	－	－
Tier2バスケット（上限適用後）の額	－	739
Tier2適格資本に係る調整項目の額 (F)	－	－
他の金融機関等が意図的に保有しているTier2資本調達手段の額	－	－
自己のTier2資本調達手段への投資の額	－	－
Tier2適格資本への上限適用による控除の額 (G)	－	－
適格資本の額（(A)＋(D)）	－	205,623

（注）　2024年度については、当事業年度が初年度のため、該当事項はありません。

（所要資本の額の構成に関する事項）

（単位：百万円）

所要資本の額の構成（単体ベース）		
項　　目	イ	ロ
	2024年度	2025年度
生命保険リスクの額（A）	―	33,027
死亡リスクの額	―	830
長寿リスクの額	―	―
罹患及び障害リスクの額	―	10,380
解約及び失効リスクの額	―	29,118
経費リスクの額	―	3,031
マネジメント・アクションの効果の額	―	―
損害保険リスクの額（B）	―	7,180
賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額	―	220
自動車保険類似の商品に係るリスクの額	―	1,650
財物保険類似の商品に係るリスクの額	―	5,794
その他保険に係るリスクの額	―	490
巨大災害リスクの額（C）	―	38,675
巨大自然災害リスクの額	―	38,642
日本における地震に係るリスクの額	―	2,732
日本における風水災に係るリスクの額	―	37,997
日本における雪災に係るリスクの額	―	6,478
外国における巨大自然災害リスクの額	―	―
その他の額	―	―
その他の巨大災害に係るリスクの額	―	1,640
マネジメント・アクションの効果の額	―	―
市場リスクの額（D）	―	39,479
金利リスクの額	―	6,455
スプレッドリスクの額	―	697
株式リスクの額	―	31,982
不動産リスクの額	―	4,724
為替リスクの額	―	5,686
資産集中リスクの額	―	2,357
マネジメント・アクションの効果の額	―	―
信用リスクの額（E）	―	1,783
オペレーショナル・リスクの額（F）	―	3,005
マネジメント・アクションの効果の上限超過額（G）	―	―
分散効果の額（H）	―	38,658
非保険事業に係る所要資本の額（I）	―	―
所要資本の額（税効果考慮前）（(A)＋(B)＋(C)＋(D)＋(E)＋(F)＋(G)－(H)＋(I)）（J）	―	84,493
所要資本の税効果の額（K）	―	18,899
所要資本の額（税効果考慮後）（(J)－(K)）	―	65,593

（注）　1．所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致しておりません。

2．2024年度については、当事業年度が初年度のため、該当事項はありません。

(経済価値ベースのバランスシートに関する事項(単体ベース))

2024年度末(2025年3月31日現在)

当事業年度が初年度のため、該当事項はありません。

2025年度末(2026年3月31日現在)

(単位:百万円)

経済価値ベースのバランスシート(単体ベース)				
科目	イ 財務会計ベースの額	ロ 組替えの額	ハ 評価替えの額	ニ 経済価値ベースの額 (イ+ロ+ハ)
資産の部				
総資産	272,771	11,958	△ 6,326	278,404
現金及び預貯金	11,965	62	―	12,027
コールローン	19,000	1,538	―	20,538
買現先勘定	―	―	―	―
債券貸借取引支払保証金	―	―	―	―
買入金銭債権	―	―	―	―
商品有価証券	―	―	―	―
金銭の信託	―	―	―	―
有価証券	212,912	△ 10,746	5,155	207,321
国債	31,580	―	△ 643	30,937
地方債	937	―	―	937
社債	67,656	―	―	67,656
株式	57,282	25,700	5,739	88,721
外国証券	19,067	―	―	19,067
その他の証券	36,387	△ 36,446	59	0
貸付金	0	33	―	34
有形固定資産	135	18,886	△ 9	19,012
土地	12	1,146	△ 9	1,150
建物	19	498	―	518
リース資産	―	―	―	―
建設仮勘定	―	0	―	0
その他の有形固定資産	103	17,240	―	17,343
無形固定資産	7,472	47	―	7,520
ソフトウェア	7,394	―	―	7,394
のれん	―	―	―	―
リース資産	―	―	―	―
その他の無形固定資産	78	47	―	125
前払年金費用	―	―	―	―
繰延税金資産	10,889	―	△ 10,889	―
再評価に係る繰延税金資産	―	―		―
貸倒引当金	△ 35	―	―	△ 35
投資損失引当金	―	―	―	―
その他資産	10,431	370	―	10,801
特別勘定等の資産	―	―	―	―
再保険回収額		1,766	△ 582	1,183

（単位：百万円）

経済価値ベースのバランスシート(単体ベース)				
	イ	ロ	ハ	ニ
科目	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額（イ+ロ+ハ）
負債の部				
総負債	202,078	△ 53,425	△ 82,653	66,000
保険負債(保険契約準備金)合計	187,765	△ 65,104	△ 126,582	△ 3,920
資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債				－
現在推計の額(保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外)	127,841			△ 19,473
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額				15,552
規制上の準備金に属するもの(危険準備金等)	59,924	△ 59,924	－	－
非保険負債合計	14,312	11,679	43,929	69,920
その他の規制上の準備金(保険負債に含まれるものを除く)	－	－	－	－
その他の準備金	－	6,946	－	6,946
短期社債	－	－	－	－
社債	－	57	－	57
新株予約権付社債	－	－	－	－
退職給付引当金	2,393	－	△ 182	2,211
役員退職慰労引当金	43	－	－	43
その他の引当金	602	－	－	602
価格変動準備金	5,459	△ 5,459	－	－
金融商品取引責任準備金	－	－	－	－
繰延税金負債	－	－	44,111	44,111
再評価に係る繰延税金負債	－	－		－
未払法人税等	2,071	－	－	2,071
借入金	－	785	－	785
その他負債	3,741	9,350	－	13,091
純資産の部	－	－	－	－
純資産	70,692	65,383	－	212,404
株主資本合計	31,028	65,383	－	96,412
資本金	16,808	－	－	16,808
新株式申込証拠金	－	－	－	－
再評価積立金	－	－	－	－
資本剰余金	2,814	－	－	2,814
利益剰余金	11,601	－	－	11,601
規制上の準備金		65,383	－	65,383
(－)自己株式	196	－	－	196
自己株式申込証拠金	－	－	－	－
その他の包括利益累計額合計(評価・換算差額等合計)	39,663	－	－	39,663
その他有価証券評価差額金	39,663	－	－	39,663
繰延ヘッジ損益	－	－	－	－
土地再評価差額金	－	－	－	－
為替換算調整勘定	－	－	－	－
退職給付に係る調整累計額	－	－	－	－
株式引受権	－	－	－	－
新株予約権	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
経済価値ベースの調整額				76,327

(1) 根拠法令

経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ニの定めにより、令和7年金融庁告示第74号および令和7年金融庁告示第75号に準拠して作成しています。

(2) 継続企業の前提に関する事項

該当事項はありません。

(3) 経済価値ベースのバランスシートの作成方針

ア. 資産の評価方法

① 当社における主な資産の評価方法は以下のとおりです。

Ⅰ. 資産の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、財務会計上時価評価されていない満期保有目的の債券についても時価に評価替えをしております。
組替え対象とした投資信託等については可能な範囲で保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産および取引に基づき計上（以下、「ルックスルー・アプローチ」といいます）した上で時価に評価替えしております。
市場価格のない株式等については、プロポーショナリティ原則を適用し、修正純資産法により算出した額を計上しております。

Ⅱ. 再保険を付した保険契約の再保険回収額

再保険を付した保険契約の再保険回収額は、将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均の金額を資産の部に計上しています。なお、将来キャッシュ・フローおよび割引率の前提は当該再保険に付された保険契約の前提と整合するように用いています。また、再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額については格付別に設定した期待デフォルト率を用いて計算しております。

Ⅲ. 繰延税金資産

繰延税金資産は、財務会計上の繰延税金資産の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額を加算（または減算）しております。

② 当社は、資産の評価において、「①Ⅰ. 資産の部に計上される金融商品等」に記載のとおり、市場価格のない株式等については、原則的な取扱いは時価評価であるものの、計算結果に対する重要性等を踏まえ、プロポーショナリティ原則を適用し、簡便的に修正純資産法を適用しております。プロポーショナリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

③ 当社は、資産の評価において、マネジメント・アクションを考慮しておりません。

④ 当社は、資産の評価において、エキスパート・ジャッジメントを適用しておりません。

イ. 負債の評価方法

① 当社において、負債の評価方法は主に以下のとおりです。

Ⅰ. 経済価値ベースの保険負債

経済価値ベースの保険負債は、現在推計により評価している保険契約のみであり、資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約に該当するものはありません。
現在推計により評価している保険契約については、基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均として現在推計を計測し、さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額（以下、「MOCE」といいます）を上乗せして保険負債を評価しています。具体的には次のとおりです。

ⅰ. 認識

当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しています。

ⅱ. 将来キャッシュ・フローの見積り

a. 契約の境界線

現在推計の計測に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利および義務に基づき判断しています。

b. 将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提

将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、死亡率、罹患(りかん)率、事業費率、支払備金に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績および保険契約者の特性を反映しています。
損害保険契約等のうち未経過責任に係る現在推計については、未経過将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績および保険契約者の特性を反映しています。
損害保険契約等のうち既経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いるチェーン・ラダー法等における展開係数の前提は商品の種類別に設定し、直近の実績および保険契約の特性を反映しています。
生命保険契約等に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる死亡率、罹患(りかん)率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は、直近の実績および保険契約の特性を反映しています。
損害率の前提は、直近の実績等をもとに設定しています。
解約・失効率の前提は、直近の実績に基づき、保険商品の種類および経過年度別に見積もっています。
事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。なお、将来の経費の見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。
支払備金(現在推計のうち既経過責任に係るもの)については、過去の保険金支払実績等に基づき、統計的手法により将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。なお、将来キャッシュ・フローの見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。
それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。

ⅲ. 割引率

割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに調整後スプレッドを加算して算出しています。
リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しています。
調整後スプレッドは、全ての保険契約ポートフォリオを一般バケットに分類して算出しています。主要な年限ごとの割引率(スポットレート)は以下のとおりです。

主な通貨	適用バケット	5年	10年	15年	20年
日本円	一般バケット	1.89%	2.49%	3.01%	3.58%

ⅳ. MOCE

MOCEは主にランオフパターンを用いて算出した将来の推計所要資本の割引現在価値に資本コスト率を乗じて計算しています。

Ⅱ. 負債の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、時価に評価替えをしています。なお、評価替えに当たっては当社の信用状態の変化を考慮していません。

Ⅲ. 退職給付引当金

貸借対照表上の退職給付引当金の額は、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用を含めた額に評価替えを行っております。

Ⅳ. 繰延税金負債

繰延税金負債は、財務会計上の繰延税金負債の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金負債の額を加算(または減算)しております。

② 当社は、保険負債の評価において、契約数の少ない一部商品について、計算結果への重要性等を踏まえ、プロポーショナリティ原則を適用し、一部簡便計算による金額を計上しております。
なお、プロポーショナリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

③ 当社は、負債の評価において、マネジメント・アクションを考慮しておりません。

④ 当社は、負債の評価において、エキスパート・ジャッジメントを適用しておりません。

ウ. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容および理由

当事業年度が初年度のため、該当事項はありません。

(4) 経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項

当事業年度が初年度のため、該当事項はありません。

(5) 経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項

ア. 会計上の見積りに関する事項

経済価値ベースの保険負債

① 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額

△3,920百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ⅰ. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法

注記(3)イ. 負債の評価方法に記載のとおりです。

ⅱ. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提および翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響

経済価値ベースの保険負債には、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計およびMOCEが著しく変動する可能性があります。これらの前提に関する情報は注記(3)イ. 負債の評価方法に記載のとおりです。

a. 損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費に関する将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる前提

b. 割引率に関する前提

イ. 会計上の見積りの変更

当事業年度が初年度のため、該当事項はありません。

(6) 特別勘定等の資産

「特別勘定等の資産」の科目に計上すべき金額(保険業法第118条第1項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額)はありません。

(7) 重要な後発事象

該当事項はありません。

（外国証券の種類別差異調整に関する事項）

2024年度末

当事業年度が初年度のため、該当事項はありません。

2025年度末

（単位：百万円）

外国証券の種類別差異調整（単体ベース）				
項　　目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額（イ＋ロ＋ハ）
外国証券	19,067	－	－	19,067
国債	19,067	－	－	19,067
地方債	－	－	－	－
社債	－	－	－	－
株式	－	－	－	－
その他	－	－	－	－

（注）　本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含んでいません。

（保険負債の商品別差異調整に関する事項）

2024年度末

当事業年度が初年度のため、該当事項はありません。

2025年度末

（単位：百万円）

保険負債の商品別差異調整（単体ベース）						
項　　目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	財務会計ベースの額	再保険のグロスアップ	非経済前提の更新	経済前提の更新	その他	経済価値ベースの額（MOCEの額を除く）
保険負債	127,841	1,766	△ 79,673	70,240	△ 139,649	△ 19,473
生命保険契約	26,785	―	△ 59,904	71,203	△ 132,702	△ 94,618
第一分野個人保険（除く年金）	―	―	―	―	―	―
終身保険（定額）	―	―	―	―	―	―
養老保険（定額）	―	―	―	―	―	―
定期保険	―	―	―	―	―	―
こども保険・学資保険	―	―	―	―	―	―
変額保険	―	―	―	―	―	―
上記以外の個人保険	―	―	―	―	―	―
個人年金	―	―	―	―	―	―
個人年金（定額）	―	―	―	―	―	―
変額年金	―	―	―	―	―	―
第三分野個人保険	24,132	―	△ 60,028	71,259	△ 132,702	△ 97,339
団体保険	―	―	―	―	―	―
団体年金	―	―	―	―	―	―
上記以外（国内保険会社に係る契約）	2,652	―	123	△ 55	―	2,720
海外子会社に係る契約	―	―	―	―	―	―
損害保険契約	101,056	1,766	△ 19,768	△ 963	△ 6,946	75,144
未経過責任に係る保険負債	88,919	985	△ 21,070	△ 971	△ 6,328	61,534
財物保険類似	77,536	959	△ 19,885	△ 995	―	57,615
自動車保険類似	4,001	―	△ 374	23	―	3,649
賠償責任保険類似	366	22	△ 231	0	―	157
不動産ローン保証保険	―	―	―	―	―	―
信用保険	13	―	△ 5	0	―	7
上記以外	7,002	3	△ 573	0	△ 6,328	103
既経過責任に係る保険負債	12,136	781	1,302	8	△ 617	13,610
財物保険類似	5,468	726	447	17	―	6,661
自動車保険類似	5,198	54	771	△ 4	―	6,019
賠償責任保険類似	542	―	38	△ 1	―	580
不動産ローン保証保険	―	―	―	―	―	―
信用保険	△ 7	―	―	0	―	△ 7
上記以外	934	0	44	△ 3	△ 617	358

（単位：百万円）

保険負債の商品別差異調整（単体ベース）						
項　　目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	財務会計ベースの額	再保険のグロスアップ	非経済前提の更新	経済前提の更新	その他	経済価値ベースの額（MOCEの額を除く）
再保険回収額	―	1,766	△ 577	△ 5	―	1,183
生命保険契約	―	―	―	―	―	―
第一分野個人保険（除く年金）	―	―	―	―	―	―
終身保険（定額）	―	―	―	―	―	―
養老保険（定額）	―	―	―	―	―	―
定期保険	―	―	―	―	―	―
こども保険・学資保険	―	―	―	―	―	―
変額保険	―	―	―	―	―	―
上記以外の個人保険	―	―	―	―	―	―
個人年金	―	―	―	―	―	―
個人年金（定額）	―	―	―	―	―	―
変額年金	―	―	―	―	―	―
第三分野個人保険	―	―	―	―	―	―
団体保険	―	―	―	―	―	―
団体年金	―	―	―	―	―	―
上記以外（国内保険会社に係る契約）	―	―	―	―	―	―
海外子会社に係る契約	―	―	―	―	―	―
損害保険契約	―	1,766	△ 577	△ 5	―	1,183
未経過責任に係る保険負債	―	985	△ 745	△ 7	―	232
財物保険類似	―	959	△ 706	△ 7	―	245
自動車保険類似	―	―	△ 4	0	―	△ 4
賠償責任保険類似	―	22	△ 24	0	―	△ 2
不動産ローン保証保険	―	―	―	―	―	―
信用保険	―	―	―	―	―	―
上記以外	―	3	△ 10	0	―	△ 7
既経過責任に係る保険負債	―	781	167	2	―	951
財物保険類似	―	726	137	1	―	866
自動車保険類似	―	54	30	0	―	84
賠償責任保険類似	―	―	―	―	―	―
不動産ローン保証保険	―	―	―	―	―	―
信用保険	―	―	―	―	―	―
上記以外	―	0	0	0	―	0

（ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額および所要資本の額の感応度分析に関する事項）

2024年度末

当事業年度が初年度のため、該当事項はありません。

2025年度末

（単位：百万円、％）

感応度分析（単体ベース）								
項　　目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ
	当期末の数値	円金利50ベーシス・ポイント上昇	円金利50ベーシス・ポイント下降	米ドル金利50 ベーシス・ポイント上昇	米ドル金利50 ベーシス・ポイント下降	円金利UFR50ベーシス・ポイント下降	株式・不動産10%下落	為替10%円高
ソルベンシー・マージン比率	313.4%	△ 0.3pt	+ 0.2pt	△ 0.2pt	+ 0.3pt	+ 0.0pt	△ 3.7pt	△ 1.4pt
適格資本の額	205,623	△ 3,259	+ 3,508	△ 178	+ 183	+ 22	△ 8,274	△ 1,376
総資産	278,404	△ 1,969	+ 2,033	△ 248	+ 255	+ 0	△ 12,369	△ 1,928
保険負債の額(MOCEを除く)	△ 19,473	+ 3,176	△ 3,508	+ 0	+ 0	△ 37	―	△ 15
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額	15,552	△ 579	+ 628	+ 0	+ 0	+ 7	―	+ 0
非保険負債の額	69,920	△ 1,307	+ 1,405	△ 69	+ 71	+ 8	△ 4,094	△ 536
純資産の額	212,404	△ 3,259	+ 3,508	△ 178	+ 183	+ 22	△ 8,274	△ 1,376
所要資本の額	65,593	△ 973	+ 1,081	△ 3	+ 2	+ 17	△ 1,880	△ 145
生命保険リスクの額	33,027	△ 1,595	+ 1,746	―	―	+ 29	―	―
損害保険リスクの額	7,180	△ 10	+ 9	+ 0	+ 0	+ 0	―	△ 3
市場リスクの額	39,479	△ 254	+ 286	△ 5	+ 4	+ 3	△ 3,354	△ 254

（適格資本の額および所要資本の額の変動要因分析に関する事項）

当事業年度が初年度のため、該当事項はありません。

(ソルベンシー・マージン比率の計算(単体ベース)に用いられた前提および手法に関する事項)

2024年度末

当事業年度が初年度のため、該当事項はありません。

2025年度末

1. 子会社株式に係る特例手法の適用

該当事項はありません。

2. 現在推計の額の計算に係る前提および手法

a. 割引率

割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに調整後スプレッドを加算して算出しています。
リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しています。
調整後スプレッドは、全ての保険契約ポートフォリオを一般バケットに分類して算出しています。主要な年限ごとの割引率(スポットレート)は以下のとおりです。

主な通貨	適用バケット	5年	10年	15年	20年
日本円	一般バケット	1.89%	2.49%	3.01%	3.58%

b. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算において考慮した非経済前提の設定方法

将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約率、事業費率、支払備金に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績を反映しています。なお、一部の項目については、将来キャッシュ・フローの見積りの際に、インフレーションの調整を行っています。
生命保険契約等に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる死亡率、罹患(りかん)率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費に関する前提は、直近の実績および保険契約の特性を反映しています。
支払備金(現在推計のうち既経過責任に係るもの)については、将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いるチェーン・ラダー法等における展開係数の前提は商品の種類別に設定し、直近の実績および保険契約の特性を反映しています。
それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。

c. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローに反映した保証とオプションの内容およびそれらの評価方法

該当事項はありません。

3. 所要資本の額の計算に係る前提および手法

a. マネジメント・アクション

該当事項はありません。

b. リスク削減手法

所要資本の額の計算において、再保険(ELC等)により、自然災害リスク等が一部移転されているため、巨大災害リスク等の評価において再保険の効果を認識しております。

c. 生命保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用

当該手法の適用はありません。

d. 損害保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用

当該手法の適用はありません。

e. 内部モデル手法の適用

当該手法の適用はありません。

f. 内部割引率手法の適用

当該手法の適用はありません。

4. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられたその他の重要な前提および手法

該当事項はありません。

5. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提および手法に関する重要な変更

当事業年度が初年度のため、該当事項はありません。

（ソルベンシー・マージン比率の算出および検証に係る手続並びに体制の概要）

2024年度末

当事業年度が初年度のため、該当事項はありません。

2025年度末

ソルベンシー・マージン比率の算出に関する責任部署を定めるとともに、業務部門から独立したソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証責任者およびソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者（以下、「検証責任者」）を選任しております。検証責任者の選任は社内規程等に基づいております。検証責任者の選任に当たっては、ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言を行うに足るリスク管理または保険数理に関する十分な知識・経験を有する等の適格性、業務部門からの独立性等を勘案しております。また、取締役会等へ直接報告できる権限等、検証責任者の権限・責任・独立性等についても、社内規程等に定めております。検証責任者はソルベンシー・マージン比率の検証に関する報告書を作成し、取締役会は検証結果の報告を受けております。なお、経済価値ベースのバランスシートについては、外部監査人による監査を受けています。

（ソルベンシー・マージン比率の説明）

ソルベンシー・マージン比率とは

○ ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どれだけの支払余力（備え）を持っているかを示す重要な指標です。
この比率が100％以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されます。

○ 2026年3月期決算からは、「経済価値ベース」による新しい制度が始まり、将来に関する保険会社の見積りを反映できるような手法で健全性の評価が行われるようになりました。

損害保険会社は、自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。
そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力（＝ソルベンシー・マージン）を持っているかを表したものがソルベンシー・マージン比率です。

この比率が100％以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されますが、100％を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

2026年3月期決算から、この比率を資産・負債の経済価値に基づいて評価する制度が導入されました。これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスクを反映した評価が可能になりました。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{適格資本}}{\text{所要資本}} \times 100$$

適格資本・所要資本

適格資本とは、保険金の支払いなどに使えると認められた資本のことです。純資産や含み益、借り入れの一種である劣後債などが含まれます。
これらは、「すぐに使える」「信頼性が高い」などの観点から段階的に評価されており、最も信頼性の高いものが優先して計算に使われます。

適格資本は、リスク事象発現時に保険金支払等に利用可能な資本であり、その損失吸収能力や利用可能性に応じて2つの階層（Tier）に分類されます。

Tier1適格資本は、継続企業の前提（ゴーイングコンサーン）および会社清算時の双方において損失吸収可能な資本要素から構成されます。

Tier2適格資本は、会社清算時のみにおいて損失吸収可能な資本要素から構成されます。

所要資本とは、将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本の量のことです。保険リスク、市場リスク、信用リスクなど、さまざまな要因を想定して計算されます。

単体ベースの比率、連結ベースの比率

ソルベンシー・マージン比率には、単体ベースの比率、連結ベースの比率があります。

単体ベースの比率とは、1つの保険会社の内部の資本・リスクだけを対象にして算出した比率のことです。

連結ベースの比率とは、親会社＋子会社等をまとめた「保険グループ全体」の資本とリスクを対象にして算出した比率のことです。

保険会社が子会社や関連会社を持つ場合は、グループ全体の健全性を確認する必要があるため、連結ベースの比率が用いられます。

なお、子会社株式に係る特例手法を適用して単体ベースのソルベンシー・マージン比率を算出し、その計算結果を連結ベースの計算結果とすることもできます。